

慶弔見舞金規程

第1条（目的）

大阪ハンドボール協会(以下、「本協会」という。)の役員に対する慶弔見舞金は、この規程の定めるところによる。

第2条（祝金）

役員または本協会に所属するチームが表彰されたときは、その程度に応じて祝金を贈る。

2 祝金の額は常務理事会にて決定する。

第3条（香料）

役員が死亡した場合には遺族に対し、香料を贈る。香料の額は別に定める。

第4条（供花）

前条に定めた香料の他、役員、またはその配偶者が死亡した場合に限り、生花または花輪を贈る。額は別に定める。

第5条（傷病見舞金）

役員が負傷または疾病によって1ヶ月以上の療養もしくは2週間以上の入院加療を要する場合には、見舞金を贈る。見舞金の額は別に定める。

2 前項の見舞金は同一人の同一傷病、疾病に対しては1回限りとする。

第6条（届出）

この規程を適用するときには、事前または事後に、その事実を明らかにした書面を添えた届出を本協会会長に提出しなければならない。

第7条（適用の除外）

この規程の適用に際し、同一事実について同一親族に属する役員とその配偶者が関わっている場合は、その内の1人に限り適用する。

第8条（弔慰金）

特別功勞のあった元役員が死亡したときは、常務理事会の決定により弔慰金を贈ることができる。額は別に定める。

第9条（定めのない事項）

この規程に定めのない事項であっても、常務理事会において見舞金等を贈ることが適当と決定したときは、その決定による。見舞金等の額は常務理事会にて決定する。

附則 この規程は、2024年2月20日から施行する。

別表 1

香料の区分および額

役員 30,000 円

別表 2

供花の額

20,000 円相当

別表 3

見舞金の額

10,000 円

別表 4

弔慰金の額

10,000 円